



# 介護状態にある保険契約者の保険金受取人 変更手続と意思能力

弁護士 天野 康弘

本保険法・判例研究会は、隔月に保険法に関する判例研究会を上智大学法学部で開催している。その研究会の成果を、本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法の解釈の発展に資することがその目的である。

したがって本判例評釈は、もっぱら学問的視点からの検討であり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会等の特定の団体や事業者の見解ではない。

上智大学法学部教授・弁護士 甘利 公人

東京地裁平成25年12月12日判決 平成23年(ワ)第  
28583号保険金等請求事件 2013WLJPCA12128003

## 1. 本件の争点

- (1) 受取人変更請求が契約者の意思にもとづくものであるか否か
- (2) 受取人変更請求当時の契約者の意思能力
- (3) 保険会社による保険金等の支払いについての準占有者弁済の成否  
本判決は上記争点のうち(1)(2)のみ判断しており、本稿では(1)(2)について検討する。

## 2. 事実の概要<sup>1)</sup>

- (1) 本件は、契約者兼被保険者のAがY保険会社との間で締結していた各生命保険契約につき、Xがその死亡保険金受取人であるとして、Yに対し、死亡保険金等とこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。
- (2) Xの姉であるAは、平成4年、Yとの間で、次の各保険契約(以下、アの保険契約を「本件保険契約1」、イの保険契約を「本件保険契約2」といい、これらをまとめて「本件各保険契約」という。)を締結した。
  - ア 被保険者 A(当時の氏名はA1)  
契約始期 平成4年11月1日  
保険種類 定期付終身保険  
死亡保険金額 普通死亡200万円、災害死亡1200万円  
死亡保険金受取人 X
  - イ 被保険者 A(当時の氏名はA1)  
契約始期 平成4年11月1日  
保険種類 医療保険  
死亡保険金額 普通死亡・災害死亡とも50万円  
死亡保険金受取人 X

- (3) A(昭和19年生)と補助参加人Z(昭和15年生)は、平成18年12月28日に婚姻し、Zは夫となった。
- (4) 平成22年5月11日付けで、Yに対し、A名義で、本件各保険契約における死亡保険金受取人をZに変更することを内容とする受取人変更請求(以下「本件受取人変更請求」という。)が行われた。
- (5) Aは、平成22年5月19日に死亡した。
- (6) Aの死亡により、Yは、本件各保険契約の死亡保険金受取人に対し、以下①ないし⑤の保険金等(以下「本件保険金等」という。)の支払義務を負った。
  - ① 本件保険契約1についての死亡保険金 200万円
  - ② 本件保険契約2についての死亡保険金 50万円
  - ③ 本件保険契約1についての社員配当金 3万2556円
  - ④ 本件保険契約2についての社員配当金 3万4673円
  - ⑤ 本件保険契約2についての前納未経過保険料 70万1642円  
(合計 326万8871円)
- (7) 平成22年9月1日、Zからの請求に基づき、Yは、Zに対し、本件保険金等の支払いをした。
- (8) Xは、Yに対し、平成23年8月1日、同年8月15日までに本件保険金等の支払いを求めたが、Yはこれに応じなかった。

## 3. 判旨(請求棄却)

### 認定事実

- 「(1) Aは、平成4年、保険業を営むYとの間で、本件各保険契約を締結した。  
なお、本件各保険契約の締結にあたり、Aが妹であるXを死亡保険金受取人としたのは、A

が、Xの長女（B）に対し、その生後間もないころに結核に感染させた件が一因となったものであった。

- (2) AとZは、従前から事実婚に近い状態にあったところ、平成13年ころから同居した。なお当時、ZはCと婚姻中であった。
- (3) AとZは、平成18年12月28日に婚姻した。
- (4) 平成20年9月27日、Aは、Yに対し、本件各保険契約につき、結婚を理由に、契約者及び被保険者の名義をA1からAに変更する手続きを行い、また、届出印の改印手続きも行った。
- (5) 平成22年2月下旬、医師の診断により、Aが、胆管癌であること、余命3ないし6カ月であること、抗癌剤治療も不可能であることが判明した。

Aは、入院を望まず自宅で療養を行うことを希望したため、夫であるZは、Aが死亡した同年5月19日に至るまで、入浴サービスや訪問介護サービスを利用したほかは、食事の世話、排泄の介助を含むAの日常の身の回りの世話をほぼ全て一人で行った。

- (6) 平成22年3月12日、Aの診察を行っていたドマーニ神戸クリニックのD医師（以下「D医師」という。）は、Aにつき、肝臓の腫大や腹水の貯留を認め、Zに対しその旨を告げた。

平成22年4月16日、D医師は、Aの通院が困難になってきたことからAに対する往診を開始した。また、4月21日から、Aは、麻薬貼付剤（デュロテップMTパッチ）の使用を開始した。

D医師は、同年4月23日、同月26日、同月27日、同年5月4日、同月7日、同月14日、同月18日にAに対する往診を行っており、このうち5月4日、同月7日、同月14日、同月18日の往診日にいずれもAに対する入浴サービスが実施された。また同年5月14日のD医師の診察に際し、Aのバイタルサイン（血圧、脈拍、動脈血酸素飽和度）に特に異常はなかった。

- (7) 平成22年3月ころ以降、ZはXに対し、たびたび種々の内容を記載したファクスを送信しているところ、同ファクスの中には以下のような記載があるものがある。なお、Xは、見舞いのためにAの自宅を訪問することはあったものの、Aに対する介護をZに代わって行うことを申し出ることはなく、その意思もなかった。

- ① 平成22年4月11日送信のファクス  
『4/10（土）夜中2時、自分でタクシー手配 タクシー来た。気配で気付きStop。花の教室に行くという。真暗で断念させた』
- ② 平成22年4月14日送信のファクス  
『今西瓜賞味中 ごはん食べますかと聞いたのが今日ではかけることないので急がないと云っています』  
『Aさんケータイしてなんとなく風呂の件云ってもらえませんか 13日間風呂なしです』
- ③ 平成22年4月14日送信のファクス  
『昨日の約束全然覚えていない。紙に書いてないから（今日デイサービスに行くことを）今日はどうしても行きたくないとのことです。』
- ④ 平成22年4月17日送信のファクス  
『本人起きて少し食べました。Hさんとaデパートで3時に約束したので困っています駐車場から700m以上updownあり連れて行く方法が？お風呂も入ると云っています』
- ⑤ 平成22年4月17日送信のファクス  
『風呂沸きましたがもちろん入るはずなく今、寝ました』
- ⑥ 平成22年5月10日送信のファクス  
『せんとくも1日4回はしますあと食事支度、食事介護、水分補給、便の始末、紙パンツパッドの処理、便器消毒、お尻のソージ、調剤薬局買い物、教室（花、水墨、絵手紙関係者応対）、せんとくの取り入れETC今日はモルの交換日なので苦しそうです』
- ⑦ 平成22年5月10日送信のファクス  
『Aさんこの2週間完全に24時間眠ったままですというか苦痛がひどくて眠らされていません 従って便も尿もAedからの移動全くできず毎日角力を取っています、もちろん液体食事もスプーン移し箸移しですケータイ、トイレ、車イスも買いましたが殆ど役立つことはありません、それでも“X”さんの名はよく呼んでいますよ。昨日はIさんも呼んでいました。トイレも早い時は30～1時間、今は30分以上上目は離せません。』
- (8) 平成22年4月10日、Zが車で送り迎えをして、Aは長く交流のある美容師のE（以下「E」という。）が経営する美容室に行き、散髪や染髪をした。

- (9) 平成22年5月7日、ZはYの神戸支社を訪れ、Aが死亡保険金受取人をXからZに変更することを希望している旨申し出た。このため、Yは、本件受取人名義変更請求書の書式（請求日欄、契約者署名欄、届出印押印欄、Zの続柄欄が空欄で、その余の事項は印字されたもの）を作成し、「名義変更請求書のご案内」と題する文書、「名義変更請求書のご記入例」と題する文書と返信用封筒をZに交付した。なお、このうち、「名義変更請求書のご案内」には「名義変更請求書の現契約者欄へは届出印を押印ください」との記載が、「名義変更請求書のご記入例」には、契約者署名欄につき「契約者ご本人がご記入ください。」との記載が、届出印押印欄につき「弊社届出の契約者の印鑑を押印してください。」との記載がある。
- (10) 平成22年5月10日、EがAの自宅を訪問し、Aの散髪を行った（なおEは、同月4日と17日にもAの自宅を訪問している。）。
- (11) 本件受取人名義変更請求書は、平成22年5月11日付けで記載されており、同日付の消印がされた封筒により郵送されて、同月14日にYがこれを受け付けた。同封筒には、本件受取人名義変更請求書と共に本件契約にかかる保険証券が入っていた。本件受取人名義変更請求書の届出印押印欄の印影は、前記(4)の改印手続に際しAが届け出た印影と同一である。
- (12) Aは、平成22年5月19日に自宅において死亡した。」

#### 争点に対する判断

「(1) 争点(1) (本件受取人変更請求がAの意思にもとづくものであるか否か) について

ア 本件受取人名義変更請求書の届出印押印欄の印影は、Aが、自ら行った改印手続の際に届け出た印影と同一であること、本件受取人変更請求に際しては、本件受取人名義変更請求書と共に本件契約にかかる保険証券が郵送によりYに提出されたこと、Aは、平成22年2月に胆管癌で余命3ないし6カ月であることが判明して以降、入院を望まず自宅で療養を行うことを希望し、死亡時に至るまで、主として夫であるZにより、食事の世話、排泄の介助を含む日常の身の回りの世話を受けていた経緯があり、本件受取人変更請求は、Aが、本件各保険契約の受取人をその夫である

Zに変更することを内容とするものであることが認められ、これらの事情と、本件において、Zが、平成22年5月11日に本件受取人名義変更請求書にAが署名押印した際の様子を具体的に述べていることからして、本件受取人変更請求がAの意思にもとづくものであると認めることが相当である。

イ これに対しXは、本件受取人変更請求当時、Aがモルヒネを投与され眠らされている状況であり、自ら名義変更の署名をすることができだけの体力、判断力を有していなかった旨主張しており、確かに、上記1に認定した事実によれば、Aが、本件受取人名義変更請求書の作成日付である平成22年5月11日は、結果的にはAの死亡日（平成22年5月19日）の8日前であり、当時、Aが麻薬貼付剤を使用していたことや、同月10日にZがXに送信したファクスに「Aさんこの2週間完全に24時間眠ったままですというか苦痛がひどくて眠らされています」等と記載されていることも認められるし、Eも証人として、同月10日にAの自宅を訪問して散髪を行った際のAの様子につき、目を閉じていることが多く話しかけてもほとんど反応がなかった旨を証言している。

しかしながら他方、Zが、上記ファクスの表現につき、Aがまどろむことが多かったことをオーバーに表現してXの手助けを期待したものである旨主張しているだけでなく、当時Aに対する往診を行っていたD医師も、その証人尋問において、Aが、平成22年5月14日までは間違いなく同医師の質問に答えていた、署名の意味を理解したり、筆記することもできた、薬は少量なので24時間眠ったままということはない、座位の保持もできた等と証言しているのであって、これら各証言等の内容を総合的に考慮すれば、本件受取人名義変更請求書の作成当時、Aがその署名を行うのに必要な判断力や体力がなかったとまでは言えず、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

ウ またXは、本件受取人変更請求当時、AとZとの夫婦仲が険悪なものであった等と主張するが、上述のとおり、Aは、胆管癌であることが判明して以降死亡時まで、入院でなく

自宅療養を望み、主として夫であるZにより、食事の世話、排泄の介助を含む日常の身の回りの世話を受けており、ZからXへ送信されたファクスの内容からも、むしろZがAに対し献身的な介護を行っている様子が窺われるのであって（この点はD医師の証言とも合致する）、時にはAがZの介護に素直に従わない態度をとることがあったとしても、AとZの夫婦関係が険悪であったとまでは言い難く、他にこれを認めるに足りる証拠もない。

エ さらにXは、本件受取人名義変更請求書の署名の筆跡につき、Aのものとは異なる旨主張しているところ、これとA自身が記載した本件各保険契約の締結時の申込書あるいは平成20年9月27日の名義変更手続の際の名義変更請求書とを比較対照してみても、『A』の文字の筆順が異なっている点を除けば、似ているとも似ていないとも言え、Zが主張するようなAの署名の状況（ZがAの手の上に手を重ね筆圧が加わるように介助した旨）にも照らせば、本件受取人名義変更請求書の署名が直ちにAによるものではないとは断定できないし、また、『A』の文字の筆順が異なっている点も、これだけをもって直ちに上記アの認定を覆すに足りるものとはいえない。

オ 以上によれば、本件受取人変更請求はAの意思にもとづくものであると認められる。

(2) 争点(2)（本件受取人変更請求当時のAの意思能力）について

本件においてXは、本件受取人変更請求がなされた平成22年5月11日の時点でAが、保険契約の受取人変更をするに足りる意思能力を有していなかった旨主張する。

しかしながら、本件受取人名義変更請求書の作成当時、Aがその署名を行うのに必要な判断力を有していなかったとまでは言えないことは上記(1)イにおいて述べたとおりであり、上記Xの主張は採用できない。

(3) まとめ

以上によれば、争点(3)について判断するまでもなく、Xの請求はいずれも理由がない。」

#### 4. 評釈（判旨に賛成である）

(1) 本事案は、介護状態にある契約者の死亡8日前

の受取人変更が意思に基づくか否かが争われた事案であり、高齢者の保険契約に関して意思能力が問題となるケースは増加しており、高齢化の我が国の状況からすれば、本事案の紛争類型は今後も増加するものと考えられる。

従って、今後の保険実務においても参考となる事例である。

なお、本件各保険契約は、保険法施行前の契約であり、旧商法が適用される事案であるが、意思に基づくか否か、意思能力を有するか否かという問題は、保険法施行前後を問わず、共通するものであり、また、旧商法が保険法のいずれの適用であろうとも結論に影響はなく<sup>2)</sup>、保険法施行後の保険契約においても、本判決は参考にできるものである。

(2) 本判決では、本件受取人変更請求がAの意思に基づくかという争点と、その当時Aに意思能力があるかという争点を区別している。

これは、理論上は、受取人変更請求書が契約者の意思に従って作成されたか（真正に作成されたか）<sup>3)</sup>という問題と、受取人変更請求時の契約者の意思能力の有無は区別されるべき問題であるからだと考える。

即ち、当時の契約者に意思能力が十分にあったとしても受取人変更請求書が第三者により無断で作成される場合もあれば、実際に契約者が受取人変更請求書を作成していたとしてもその当時契約者には意思能力がない場合もあるからである。

本事案でも、Xが、受取人変更請求書の筆跡がAのものとは異なるという主張を行っており、これは真正に作成されたかどうかを争っているという趣旨にも受け取れるので、裁判所は争点を2つに区別したものと思われる。

もっとも、本判決では、真正に作成されたか否かの判断の中で、意思能力があるかどうかの判断も行っていることで、争点(2)については、争点(1)を引用するという枠組みをとっている。

以下の検討では、端的に、保険契約における受取人変更請求者の意思能力の判断を行う際の考慮要素ないし判断枠組みについての検討を行うこととする。

(3) 意思能力とは、行為の結果を判断するに足るだけの精神能力のことで、事理弁識能力と同義とされている<sup>4)</sup>。財産行為では7歳くらいが、身分行

為ではその人生に及ぼす影響の重大性に鑑み15歳がしばしば限界とされている<sup>5)</sup>。

判例通説は、当該意思表示が意思能力を欠いた状態でなされた場合には、無効とする<sup>6)</sup>。

この意思能力の判断基準について、法律上明文の規定はないため、裁判実務上は、医学上の評価を参考にして、精神上の障害の存否・内容・程度を認定し、また、行為者の年齢、行為時及びその前後の状況、行為に至る経緯、行為の内容、行為の効果の軽重等を子細に検討し、事案に応じて適切妥当な解決を導くべく、行為者本人を保護するか取引の相手方を保護するかの判断を模索し、取引の効力の有無を決している、とされる<sup>7)</sup>。

また、当該行為の理由が合理的に説明可能であり、対価の均衡等がとれていることなど当該行為が客観的にみて理性的であるかどうか、判断の際の考慮事由になっていると考えられている、とされる<sup>8)</sup>。

- (4) 筆者も、取引行為一般における意思能力の判断基準については、法律上明文の規定がないため、事後的に判断をする場合には、上記指摘の考慮要素を総合的に加味して判断することに妥当性を有するものと解するが、保険契約の受取人変更の場合は、次の通り、若干の考察が必要となる。

ア まず、医学上の評価を参考にして、精神上の障害の存否・内容・程度を考慮にいれることは、意思能力の有無の判断を行う際にはもっとも基本的な考慮要素と考えられ、保険契約の受取人変更の際の判断においても、変わらない必要な考慮要素と考えられる。

イ 次に、行為者本人を保護するか取引の相手方を保護するかの判断を模索し、取引の効力の有無を決するかどうかについては、保険契約の受取人の変更の際には、ストレートに妥当しないと考える。

確かに、典型的な不動産取引や消費貸借契約においては、意思能力がない者の行為を無効とする趣旨である表意者保護の観点と取引安定の観点から、かかる利益考慮も妥当性を有するものと考えられる。

しかし、保険契約の受取人の変更で問題となるケースでは、表意者である受取人変更請求者は既に死亡しており、表意者保護に直ちになじむものではない。また、保険金を保険会社が誰

に支払うかの問題であって、受取人の変更手続きにより、表意者が新たな責任を負う場面ではないから、この点でも表意者保護は妥当しいといえる。

相手方である保険会社にとっても、保険金を支払うという責任は変わらず、当該保険金を誰に支払うのかという問題であるから、上述の典型的な取引一般を念頭においた場合の取引安定の観点からの相手方保護ということも妥当しいはずである。

この点、変更後の受取人に保険金を支払ったのち、受取人の変更が無効と判断された場合、保険会社は二重の弁済の危険を有するので、相手方保護の問題と言えないことはないのかもしれないが、これは取引安定の観点からの相手方保護の場面ではなく、有効な取引契約を締結したのちに弁済を有効とするか無効とするかの観点であるから、この場合の保険会社の保護は、民法478条の適用又は同条の類推適用による債権の準占有者に対する弁済の成立によって保護を図ることの方が、法の趣旨に合致し、より妥当するように思われる。

そうすると、保険契約の受取人の変更の際には、行為時及びその前後の状況、行為に至る経緯などから、当該変更の理由が合理的に説明可能であり、変更の対価の均衡等がとれていることなど当該変更が客観的にみて理性的であることを考慮要素とするほかないのではないかとと思われる<sup>9)</sup>。

ウ では、行為の内容はどうなのか。

確かに、当該行為の内容が、高度な判断力・知識が要求されるような場合は、十分な意思能力が必要であろう。

しかし、保険契約について、高度な判断力・知識がある程度要求されるのは、主として契約の締結時であり、受取人の変更の場面で求められる判断・知識は、既に決まっている保険金を、誰から誰に変更するかという点であり、支払われる保険金の額、現在の受取人が誰で、変更後の受取人が誰かについて、判断できれば足りると考えることができ、高度な判断力・知識が要求される難しい行為ではないと考える<sup>10)</sup>。

裁判例では、後述の大分地判平23年10月27日は同様に解している。

エ 以上の考察から、保険契約の受取人の変更に際しての意思能力の判断基準については、医学上の評価を参考にして、精神上的障害の存否・内容・程度を考慮にいれつつ、行為時及びその前後の状況、行為に至る経緯などから、当該変更の理由が合理的に説明可能であり、変更の対価の均衡等がとれていることなど当該変更が客観的にみて理性的であるかを考慮して判断することが妥当であると考えらる。

(5) 過去の裁判例でも、次の通り、概ねこの判断枠組み・考慮要素に沿って判断されていると思われる。

ア 大分地判平23年10月27日は、変更前の受取人は契約者甲と同居するその養子乙であったが、乙とは別居及び離縁をし、その後、同居するようになった丙に受取人が変更された事案である<sup>11)</sup>。甲は、受取人変更手続きの約半年後に死亡している。

同判決は、受取人変更手続き時の意思能力の有無という争点の中で、長谷川式スケールや医師の見解をもとに、変更手続きがなされたころの時点において、甲の意思能力は相当程度低下していたと判旨しつつも、意思無能力であったかについては相応の疑問が残り、甲と乙は、変更手続き前から、法的紛争に発展するまでの激しい対立関係にあったことからすれば、甲において、保険金受取人を乙から丙に変更しようとするのは極めて合理的で納得のいくものと判旨し、受取人変更は有効とした。

この判断枠組みは、医学上の評価を参考にして、精神上的障害の存否・内容・程度を考慮にいれつつ、行為時及びその前後の状況、行為に至る経緯などから、当該変更の理由が合理的に説明可能であり、当該変更が客観的にみて理性的であるかを考慮して判断しているものと思われる。

なお、同判決では、保険金受取人の変更という行為の性質をみても、当該行為の意味内容は単純であり、一般に、一定程度の理解力の低下がみられても、その意味内容を理解することは比較的容易なもの、と判旨している。

イ 東京地判平19年2月23日は、変更前の受取人は契約者甲の妻乙であったが、母丙に受取人が変更された事案である。甲は、受取人変更手続

きの約1カ月後に死亡している。

同判決は、受取人変更通知が真正に作成されたかの争点について、甲は、上司に対して保険金が乙に行けば丙が可哀想などと何回か述べていたこと、乙に対し離婚を申し入れていたこと、老齢であり年金受給資格のない丙の老後の生活を心配していたことなどから、甲が受取人を乙から丙に変更したことは何ら不自然、不合理なものでないとい旨し、受取人変更通知作成時に意思能力を有していたかの争点について、主治医の見解や看護記録、診療経過記録をもとに、受取人変更通知を作成した当時、それに必要とされる程度の意思能力を欠いていたとまで認めることはできないと判旨して、受取人変更を有効とした。

この判決も背後にある考えとしては、医学上の評価を参考にして、精神上的障害の存否・内容・程度を考慮にいれつつ、行為時及びその前後の状況、行為に至る経緯などから、当該変更の理由が合理的に説明可能であり、当該変更が客観的にみて理性的であるかを考慮して、最終的に受取人変更が有効か否か判断しているものと思われる。

ウ 大阪地判平13年3月21日判タ1087号195頁は、変更前の受取人は契約者甲の息子乙であったが、丙に受取人が変更された事案である。甲は、受取人変更手続きの約20日後に死亡している。

本判決は、主として主治医の見解に基づき、甲の意思能力を認めず、受取人変更は無効とした。

本判決では、当該変更が客観的にみて理性的であるかの検討はなされていないが、これは、各当事者から、これに関する主張がなされず、検討する材料がなかったからであると思われる。

(6) では、本判決について、検討をする。

本判決は、受取人変更請求書が真正に作成されたかの争点の中で、①平成22年2月に胆管癌で余命3ないし6カ月であることが判明して以降、入院を望まず自宅で療養を行うことを希望し、死亡時に至るまで、主として夫であるZにより、食事の世話、排泄の介助を含む日常の身の回りの世話を受けていた経緯があり、本件受取人変更請求は、Aが、本件各保険契約の受取人をその夫であるZ

に変更することを内容とするものであり、②当時 A に対する往診を行っていた D 医師も、その証人尋問において、A が、平成 22 年 5 月 14 日までは間違いなく同医師の質問に答えていた、署名の意味を理解したり、筆記することもできた、薬は少量なので 24 時間眠ったままということはない、座位の保持もできた等と証言していることから、本件受取人名義変更請求書の作成当時、A がその署名を行うのに必要な判断力や体力がなかったとまでは言えない、と判旨し、意思能力の有無についても、②の判旨を引用して、最終的に受取人変更を有効としている。

この検討の仕方や争点の立て方は、上述の東京地判平 19 年 2 月 23 日に類似するが、結局、受取人変更時の有効無効が争われた場合のその背後にある判断材料として、医学上の評価を参考にして、精神上の障害の存否・内容・程度を考慮にいれつつ、行為時及びその前後の状況、行為に至る経緯などから、当該変更の理由が合理的に説明可能であり、当該変更が客観的にみて理性的であるかを考慮して判断しているものと思われ、過去の裁判例とほぼ同様であり、本件ではその結論についても妥当であると考えられる。

(7) 以上、検討した通り、保険契約の受取人の変更に際しての意思能力の判断基準については、上記判断枠組み・考慮要素が妥当であり、裁判実務も、ほぼ同様の判断枠組み・考慮要素を検討していると思われる。

- 1) 本判決の前提事実から。
- 2) 長瀬博「保険金受取人変更時の保険契約者の意思能力」生文保険事例研レポ第 282 号 4 頁 (2014 年) も同旨。
- 3) 文書はその特定人の意思に基づいて作成されたものであることが必要で、これを文書の成立の真正、あるいは単に文書の真正という。私文書は、本人又は代理人の署名又は押印があるときは、文書全体について真正に成立したものと推定される (民事訴訟法 228 条 4 項) が、この署名又は押印は、本人又は代理人の意思に基づいてなされることが必要である。判例 (最判昭 39 年 5 月 12 日民集 18 卷 4 号 597 頁) は、印影が本人の印章によって顕出されたものであるときは、反証のない限り、本人の意思に基づいて顕出されたものと事実上推定し、同法 228 条 4 項の推定を受けうるとしており、これにより、真正であることを証明する挙証者の立証負担を緩和している (裁判所職員総合研修所監修・民事訴

訟法講義案 (改訂補訂版) 208 頁 (2007 年・司法協会)。

- 4) 我妻榮=有泉亨=清水誠=田山輝明著・我妻有泉コメントール民法第 3 版 60 頁 76 頁 (2013 年・有斐閣)。
- 5) 谷口知平=石田喜久夫編・新版注釈民法(1) [高梨公之] 246 頁 (1988 年・有斐閣)。
- 6) 大判明治 38 年 5 月 11 日民録 11 輯 706 頁。
- 7) 澤井知子「意思能力の欠缺をめぐる裁判例と問題点」判タ 1146 号 87 頁 (2004 年)。
- 8) 澤井・前掲 96 頁。
- 9) 長瀬・前掲 9 頁も、保険金受取人変更が争われる事案では、既に行行為者は死亡しており、意思能力の有無が問題となる他の一般的な事案とは異なり、契約等を無効にすることにより判断力に欠ける行為者を当該契約等の拘束から解放するという要請はなく、むしろ、行為の効力の有無によって影響を受ける関係者の利害調整を図る必要がある点に特殊性がある、従って、意思能力の有無の判断においても、従前の経緯から推測される行為者本人の合理的意思も踏まえ、関係者の利害調整としていずれが妥当かという利益衡量の観点が重視されるべきである、とする。
- 10) 竹濱修「危篤状態での受取人変更の意思表示の有効性」文研事例研レポ 85 号 4 頁 (1993 年) も、大要、保険金受取人の変更は、だれに保険金を受け取らせたいと考えているかが判断できれば保険契約者にとって行為の結果を弁識できる行為であり、不動産の売買や保証契約のように、比較的高度な知識・精神能力を要求されるものではない、とする。  
また、長瀬・前掲 8 頁も、保険金受取人の変更についてみると、その行為によって保険契約者に新たな支出や負担が生ずるものではなく、自らが死亡したときに支払われる保険金の支払先が変わるという効果が生ずるにすぎないのであり、法律行為としての意味の理解は困難ではない、とする。
- 11) 判例評釈は、前掲・長瀬 1 頁。